



# JAPANESE GLOBAL AGENDA

FOR SOCIAL WORK AND SOCIAL DEVELOPMENT  
COMMITMENT TO ACTION

March 2012



## 私達のコミットメント

私達はソーシャルワーカー、教育者、そして社会開発実践家として、人々、社会、及びコミュニティの課題について、日常的な現実に直面している。

豊富な社会的取り組みや社会運動を基に、変革・社会正義・人権の普遍的な遂行のためにあらゆるレベルで一致協力するのは今である、と私達は確信している。

私達、国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) 、国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) 、及び国際社会福祉協議会 (ICSW) は、特定の背景の中で形成された過去及び現在の政治・経済・文化・社会秩序が、世界・国・地域コミュニティに不平等な影響を与え、人々に悪影響をもたらしていると認識している。

ソーシャルワーク及び社会開発のためのグローバルアジェンダ

行動へのコミットメント・私達のコミットメント

私達は特に以下の点を認識している。

- 様々な人権は、世界で限られた人しか享受できていない。
- 無責任な市場の力に動かされ不公平で規制に乏しい経済制度や、労働条件の国際基準違反及び企業における社会的責任の欠如は、人々や地域の健康や福祉を損ない、貧困や格差拡大をもたらした<sup>1</sup>。
- 文化的多様性や自己表現の権利は、知的・情緒的・精神的・スピリチュアルな面で満足のいく生活を促進するものである<sup>2</sup>。しかし人々を画一化・周縁化させるグローバル化の局面により、これらの権利は危機にさらされており、その弊害は特に先住民族にとって大きなものとなっている<sup>3</sup>。
- 人々はコミュニティに住み、協力的な関係性の中で繁栄していくものであるが、これが支配的な経済・政治・社会的勢力により損なわれてきている。
- 不平等や、国際的な対応が不十分な気候変動・公害・戦争・自然災害・暴力に関する持続不可能な環境の結果、人々の健康や福祉が脅かされている。

上記の結果、私達は人権の尊重と尊厳を現実のものとする新たな世界秩序や、人間関係の異なる構造を提唱しなければならないと感じている<sup>4</sup>。

したがって私達は、人々が自らの生活で力を持てるような構造やシステムを支援し、それらに影響を及ぼし、またそれらを可能にすることを決意する。

私達は、抑圧や不平等の根本的要因へ前向きに対応する構造やシステムを支援し、それらに影響を及ぼし、またそれらを可能にすることを決意する。

私達は、未来の世代へ自信を持って受け渡せるような社会的に公正で公平な世界を創るために、サービス利用者やその他私達と目的や願いを共有する人々と、全面的にそして早急に協力することを決意する。

私達は、これらの目的に向けた試みで優先順位をつけるものとする。

2012 – 2016 年の間、私達は以下の点に重点を置く予定である。

- 社会的及び経済的平等の促進
- 人々の尊厳や価値の促進
- 環境の持続可能性に向けた取り組み
- 人間関係の重要性への認識強化

これらの取り組みは、私達のソーシャルワークの定義<sup>5</sup> 及びソーシャルワークの倫理原則に関する主要声明<sup>6</sup> に導かれ、またそれらと整合性がとれたものである。

## 私達の組織

このグローバルアジェンダは、ソーシャルワーク実践、ソーシャルワーク教育、及び社会開発を代表する 3 つの国際機関が 3 年にわたって協働で取り組んだ成果である。これら 3 つの国際機関は全て 1928 年に設立され、国連社会経済理事会や国連内外の関連機関で長年にわたり公式な協議資格を有している。

国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) は、750,000 を超えるソーシャルワーカーを代表する 90 カ国のソーシャルワーク全国組織の世界連盟である<sup>7</sup>。

国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) は、ソーシャルワークの理論と実践・社会的サービスの運営・社会政策の制定における質の高い教育・研修・研究を促進する、ソーシャルワークの大学及び教育者の国際団体である。IASSW は、2,000 か所のソーシャルワークの大学及び 500,000 の学生達の利益のために発言をしている<sup>8</sup>。

国際社会福祉協議会 (ICSW) は、社会福祉・社会開発・社会正義を促進するプログラムへ積極的に関わる世界中の多数の組織を代表する、国際 NGO である<sup>9</sup>。

グローバルアジェンダ作成にあたり、私達はソーシャルワーカー、ソーシャルワーク教育者、及び社会開発実践家と幅広く協議を行ってきた。2010年に香港で行われた私達の合同大会で、グローバルアジェンダは約3,000名の代表から圧倒的な支持を得た。協議の結果が、以下に示す具体的な行動へのコミットメントである。

## 社会的及び経済的平等の促進における私達の役割

### ターゲット：国連及び他の国際機関

私達は、社会的及び経済的平等の実現に向けた世界的な取り組みを支援し、それらに影響を及ぼし、またそれらを促進することを決意する。私達は、国連システム及び他の国際機関との既存関係を活用及び強化することで、これを実現していく。

私達はミレニアム開発目標を支援する。私達の主な焦点は、ポスト2015の開発アジェンダに向けた準備を行うことである<sup>10</sup>。この中には例えば、社会的保護の床の取り組み<sup>11</sup>、ディーセント・ワークと国際労働基準<sup>12</sup>、健康の社会的決定要因に関するWHOの取り組み<sup>13</sup>、及び万人のための教育<sup>14</sup>が含まれる。

私達は他者と協力して、社会正義、人権、及び持続可能な発展を保護及び促進するよう調整された、人を中心とした世界経済を追求する。

### ターゲット：コミュニティ及び他のパートナー

私達は、地域のあらゆる人々にとって持続可能な社会的福祉を促進する力強い地域コミュニティの発展に向けて、他者を支援し、また協力する。私達の重要な焦点は、社会的及び経済的発展を拡大するために政府と関係を持てるよう、地域力を強化することである。

### ターゲット：私達自身の組織

私達は自らの組織内で、働く者が持続可能な社会開発の成果を促進できるよう、ソーシャルワークや社会開発の教育及び実践基準の促進に取り組む。

## 人間の尊厳や価値の確保における私達の役割

### ターゲット：国連及び他の国際機関

私達は、あらゆる人々の社会・経済・文化・政治的権利に関する国際条約やその他文書の普遍的な実現を求める。ここには例えば子ども<sup>15</sup>、高齢者<sup>16</sup>、女性<sup>17</sup>、障がいのある人<sup>18</sup>、及び先住民族<sup>19</sup>の権利や、人種並びに性的指向を理由とした差別の廃止<sup>20</sup>などが含まれる。

私達は、結束力のある社会を構築し紛争の種を取り除く社会戦略を促進する。私達は、紛争の平和的防止及び解決や、暴力及びその影響を縮小できる国際協定<sup>21</sup>の遵守への新たなコミットメントを求める。

私達はパートナーとともに、自らの権利を守る人々の行動に対する暴力的な国の対応に立ち向かう。

私達は、人々が国内外を移動できる権利並びに、合法不法を問わず移民が社会的サービスにアクセスできる権利を主張する。

私達は、人身売買の縮小及び撲滅に向けた取り組み<sup>22</sup>を支援する。

### ターゲット：コミュニティ及び他のパートナー

私達は、国々及び国内の暴力的な紛争の防止に携わるコミュニティや組織を支援する。

私達は、国内または国境を超えた移民の権利を向上するためにパートナー組織がとる行動を支援する。私達は、人身売買と闘うために、世界、地域、及び各国組織と連携する。

私達は、文化的アイデンティティの尊重を促進するために、世界、地域、及び各国組織と連携する。

### ターゲット：私達自身の組織

私達は、正当で民主的な社会開発活動に取り組む権利が法律や慣習によって阻止・制限されないよう、3組織のメンバーによる協働を呼びかける。

私達は多様性の尊重を促進し、ソーシャルワークや社会開発の実践家が倫理的で情報に基づいた介入<sup>23</sup>（例：ジェンダー、性的指向、文化等に関して）を行えるような教育及び養成プログラムを提唱する。

私達は、紛争管理、人身売買、及び移住の影響への対応における分野で、ソーシャルワークや社会開発の実践家が効果的な役割を果たせるような教育や実施基準を促進する。

## 持続可能なコミュニティ及び環境に優しい開発の促進における私達の役割

### ターゲット：国連及び他の国際機関

私達は、持続可能で人間的側面を統合するような取り組みを展開するために、自らの活動やプログラムの調整に尽力する。

私達は、自然環境の保護に向けた取り組みに対する私達の支援を再確認するために、国連及び他の国際機関との既存関係を強化する。

私達の重要な焦点は、リオ+20 プロセス<sup>24</sup>、世界都市フォーラム<sup>25</sup>、及びポスト 2015 開発アジェンダ（防災及び災害管理への配慮を含む<sup>26</sup>）に置かれている。

### ターゲット：コミュニティ及び他のパートナー

私達は、環境問題及び人災・自然災害（例：洪水・水質の劣化・食料不足）への対応における地域の能力強化を促進する。

### ターゲット：私達自身の組織

私達は自らの組織内で、災害の防止・軽減・対応を含む持続可能な社会開発の成果を支援するような、教育及び実践の基準を促進する。私達は、災害や環境問題に関してソーシャルワークが役割を担えるような研究を奨励及び促進する。

## 持続可能な人間関係を通じた福祉の促進における私達の役割

### ターゲット：国連及び他の国際機関

私達は、社会開発及び福祉を実現するために、持続可能で助け合うコミュニティの重要性を促進するよう、国連及び他の国際機関との協働に尽力する。私達は、コミュニティのエンパワーを支援する方法を提唱する。

### ターゲット：コミュニティ

私達は、全ての人々が参加でき居場所が持てるような、力強く包摂的なコミュニティを促

進するために、他者と協力して取り組む。私達は、高齢者や、障がい・精神保健ニーズ・学習困難のある人々も含めたあらゆる人々の経済的及び社会的な福祉の実現手段として、「社会的統合と結束」を目指した政策を促進する。

## ターゲット：私達自身の組織

私達は自らの組織内において、教育や実践に関して発表されたあらゆる方針や基準の中で社会的結束、発展、及び包摶を組み込みながら、社会的孤立の減少や社会的関係を通じた社会的交流の重要性を促進する。

## 実践及び教育のための適切な環境の確保

私達は、既存の及び革新的なコミュニケーション手段を通じて、あらゆる社会専門職間ににおける知識の発展、普及、及び交換を促進する。

私達は、ソーシャルワーク／社会開発の地域研究センターの発展を支援し、ソーシャルワーク及び社会開発で前向きな成果を促進する労働環境を特定する研究を奨励する。

## 結論

上記3組織は、2012-2016年の予定プログラムにあるアジェンダコミットメントの実施に向けて全力を尽くし、これらのコミットメントを共有する他者と協力することを目指す。私達は、モニタリング及び再検討の準備も含めた実施計画を作成する。私達は、世界のソーシャルワーカー、ソーシャルワーク教育者、社会開発実践家、及びそれ以外の人々に、定期的な実施報告を行う。



## 脚注

- 1 国際労働機関（ILO）（2008）公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言
- 2 都市・自治体連合（2004）文化のためのアジェンダ21
- 3 ユネスコ（2001）文化の多様性に関する世界宣言
- 4 ソーシャルワークと社会開発のためのグローバルアジェンダ
- 5 ソーシャルワークの国際定義（再検討中）
- 6 ソーシャルワークにおける倫理：原則に関する声明
- 7 [www.ifsw.org](http://www.ifsw.org)
- 8 [www.iassw-aiets.org](http://www.iassw-aiets.org)
- 9 [www.icsw.org](http://www.icsw.org)
- 10 国連総会（2011）ミレニアム開発目標に向けた前進の加速 - 事務総長年次報告
- 11 「社会的保護」は、社会的リスクやニーズが発生した際に、社会保障制度によって提供される保護を意味する言葉として用いられている。社会的保護は、社会保障より広い意味合いで解釈される事が多く（特に家族や地域のメンバー同士で提供される保護を含む）。[www.social-protection.org](http://www.social-protection.org)
- 12 国際労働機関（2008）ディーセント・ワークのアジェンダ：「ディーセント・ワークとは、人々の働く上での希望を集大成した概念である。これは、生産的で公正な収入を与える仕事に就く機会、職場における安全と家族に対する社会的保護、個人の育成と社会的統合に向けたより良い展望、人々が自分達の懸念を表明し、団結し、自分達の生活に影響する決定に参加する自由、全ての男女の機会と待遇の均等を伴うものである。」（上記の国際労働機関（2008）「公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言」も参照）
- 13 世界保健機関（WHO）（2008）健康の社会的決定要因委員会：健康の社会的決定要因とは、人々が生まれ、成長し、生活し、働き、年をとる中での状況であり、医療システムも含まれる。これらの状況は、世界・国・地方レベルにおける金銭・権力・資源の分配によって形作られ、それ自体が政治的選択の影響を受けるものである。健康の社会的決定要因は、健康格差に最も大きな影響を及ぼしている—不公平で回避できる健康状態の格差が、国内で、そして国々の間で見られるのである。

- 14 ユネスコ (2000) 万人のための教育：我々の集団的コミットメントの達成にむけて
- 15 国連 (1989) 子どもの権利条約
- 16 Global Action on Aging (2009) 高齢者の人権条約に向けて
- 17 国連 (1979) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 18 国連 (2006) 障がい者権利条約
- 19 国連 (2007) 先住民族の権利宣言
- 20 国連人権理事会 (2011) 人権、性的指向並びに性自認
- 21 例：国連軍縮部 (2011) 武器取引条約に向けて；国連 (1997) 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止ならびに廃棄に関する条約
- 22 国連 (2003) 國際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（以下も参照：[http://www.unodc.org/unodc/en/human-trafficking/what\\_is-human-trafficking.html](http://www.unodc.org/unodc/en/human-trafficking/what_is-human-trafficking.html)
- 23 例：IASSW/IFSW (2004) ソーシャルワークの教育及び養成のためのグローバルスタンダード
- 24 国連 (2011) 持続可能な開発会議 (UNCSD) (リオ +20)
- 25 国連 (2011) 第6回世界都市フォーラム
- 26 例：国連経済社会局 (2011) 定住計画：災害及び紛争における国連人間居住計画 (UN-HABITAT) ; 人道問題調整部 (OCHA)



